

高知大学海洋コア国際研究所規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 355 号

最終改正 令和 5 年 3 月 24 日規則第 110 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 28 条第 2 項の規定に基づき、高知大学海洋コア国際研究所（以下「研究所」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 研究所は、全国共同利用施設として、海洋コアに関する研究及び教育を行うとともに、国際共同研究におけるコア保管及び解析の役割を担うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) コア試料を含む地球惑星科学試料分析の共同利用・共同研究
- (2) 国際深海科学掘削計画（IODP）を含む学術コアの保管・分析
- (3) 海洋コア及び関連研究分野に関する学術研究と教育の進展
- (4) 海外研究者・学生との学術研究交流と教育・人材育成の進展
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第 4 条 研究所に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 研究所長
 - (2) 専任担当を命じられた教員（以下「専任教員」という。）
 - (3) その他必要な職員
- 2 研究所に、兼務教員を置くことができる。
 - 3 前項の兼務教員は、研究所長の推薦により、学長が任命する。
 - 4 前項の兼務教員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、兼務教員に欠員を生じた場合の補充教員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 研究所に、高知大学客員教授等選考規則に基づき、客員教授、客員准教授、客員講師又は客員助教を置くことができる。
 - 6 研究所の教員人事については、研究所長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(研究所長)

第5条 研究所長は、研究所の業務を掌理する。

2 研究所長は、本学の理事又は教授をもって充て、学長が選考し、任命する。

(副研究所長)

第6条 研究所に、副研究所長を置くことができる。

2 副研究所長は、研究所長の職務を助ける。

3 副研究所長は、研究所長の推薦により学長が任命する。

(ユニット)

第6条の2 研究所に、地球掘削科学研究ユニット及び国際共同研究推進ユニットを置く。

(運営委員会)

第7条 研究所に、高知大学海洋コア国際研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) 副研究所長
- (3) 専任教員
- (4) 人文社会科学系から選出された教員 1人
- (5) 自然科学系から選出された教員 2人
- (6) 医療学系から選出された教員 1人
- (7) 総合科学系から選出された教員 1人
- (8) 学長の指名する教職員

2 前項第4号から第8号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第4号から第8号までの委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 運営委員会に委員長を置き、研究所長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

5 委員長が必要と認めたときは、運営委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第10条 運営委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 管理・運営に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 業務計画に関する事項
- (4) その他運営に関する必要な事項

(協議会)

第11条 研究所に、高知大学海洋コア国際研究所協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第12条 協議会は、次の各号に掲げる協議員をもって組織する。

- (1) 研究所長
 - (2) 専任教員の教授又は准教授 1人
 - (3) その他研究所長が必要と認めた者 5人以内
- 2 前項第3号の協議員のうち高知大学職員以外の協議員の数は、協議員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 3 第1項第2号及び第3号の協議員の任期は、就任の日から1年を経過した日の属する年度の末日までの期間とし、再任を妨げない。ただし、就任の際現に就任している協議員があるときの新たに就任する協議員の任期の末日は、その就任の際現に就任している協議員の任期満了の日とする。

第13条 協議会に議長を置き、協議員の互選により選出する。

- 2 議長は、協議会を招集する。
- 3 協議会は、協議員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 議事は、出席した協議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 5 議長が必要と認めたときは、協議会の承認を得て、協議員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第14条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 研究所の共同利用・共同研究の実施に関する重要事項について、研究所長から諮問された事項
- (2) その他共同利用・共同研究の運営に関する事項

第15条 協議会に、専門的事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

(課題選定委員会)

第16条 研究所に、高知大学海洋コア国際研究所課題選定委員会（以下「課題選定委員会」という。）を置く。

第 17 条 課題選定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 専任教員の教授又は准教授 3 人

(2) その他研究所長が必要と認めた者 5 人

2 前項第 2 号の委員のうち高知大学職員以外の委員の数は、委員の総数の 2 分の 1 以上でなければならない。

3 第 1 項各号の委員の任期は、就任の日から 1 年を経過した日の属する年度の末日までの期間とし、再任を妨げない。

4 第 1 項各号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 18 条 課題選定委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、課題選定委員会を招集し、その議長となる。

3 課題選定委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

5 議長が必要と認めたときは、課題選定委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 19 条 課題選定委員会は、研究所における共同利用・共同研究課題の公募及び採否の決定について審議するものとする。

第 20 条 課題選定委員会に、専門的事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

(共同運営)

第 21 条 国立研究開発法人海洋研究開発機構との共同運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全国共同利用)

第 22 条 全国共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 23 条 研究所に関する事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 21 日規則第 85 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 22 日規則第 24 号）

この規則は、平成 21 年 7 月 22 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 14 日規則第 80 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 119 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日規則第 50 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 22 日規則第 63 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 22 日規則第 4 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 6 月 12 日規則第 11 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 12 日から施行し、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 9 月 11 日規則第 18 号）

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 8 日規則第 52 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日規則第 100 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に就任している第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の協議員の任期は、改正後の同条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に就任している第 17 条第 1 項各号の委員の任期は、改正後の同条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 110 号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。